

(一財)日本消防設備安全センター認定品

エクステンパンサーPANシリーズ

# 移動式粉末(第3種)消火設備 / 移動式二酸化炭素消火設備

20mホースつきノズルが火元をダイレクトに消火!

エクステンパンサーK型

# パッケージ型消火設備

優れた消火能力と再燃防止効果。  
高性能消火薬剤の採用でコンパクト化が実現します。



移動式粉末(第3種)消火設備



移動式二酸化炭素消火設備



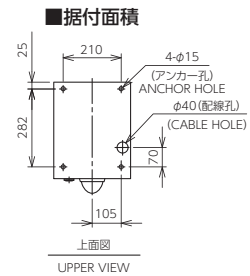
パッケージ型消火設備

# エクスチンパンサーPANシリーズ

**分類** 移動式粉末(第3種)消火設備  
(一財)日本消防設備安全センター認定品

**設置対象** 駐車場(屋内・外、立体駐車場)、整備工場(自動車、航空機)、電気室、ボイラー室等、及び第4類の危険物を扱う場所に最適です。(条件:煙が著しく充満しない場所)

**特長** ①粉末ABC薬剤ですので、電気火災による感電の心配が無く、寒冷地でも性能に変化がありません。長期保存が可能です。  
②簡単で安全確実なワンマン操作。  
③設置スペースが小さく、配管工事が不要でどこでも簡単に設置が可能です。  
④クリーニング専用のCO<sub>2</sub>ガスにより、完全にクリーニングができます。



器種	PAN-100EMX	PAN-100EMX (II)
薬剤質量	粉末(ABC) 33kg	粉末(ABC) 33kg 危険物仕様
総質量	約84kg	
粉末容器	鉄製 内容積35L	
耐圧試験圧力	3.21MPa	
加圧用ガス容器	内容積1.0L ガス質量660g	
クリーニング用ガス容器	内容積1.0L ガス質量660g	
ホース	合成ゴム 20m	
ノズル	ボールバルブ式 φ8.2mm	
格納箱	横幅280×奥行き350×高さ1,100mm 赤色表示灯(LED AC110V)	
放射時間	約65秒(20℃)	
放射距離	8~10m(20℃)	
使用温度範囲	-20℃~+30℃	
認定型式番号	C-496号	
商品コード	130060	139060
標準価格*	¥378,000(税込)	¥399,600(税込)

\*別途リサイクル料金が必要です。

\*PAN-100EMX (II)は危険物仕様です。\*PAN-100EMX (II)は受注生産品です。  
\*別途リサイクル料金が必要です。

## 移動式二酸化炭素消火設備 Carbon Dioxide Fire Extinguishing System

**分類** 移動式二酸化炭素消火設備  
(一財)日本消防設備安全センター認定品

**設置対象** 駐車場、自動車(航空機)整備工場、電気機器室等に最適です。(条件:煙が著しく充満しない場所)

**特長** ①二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を利用していますので、汚染・発錆がありません。  
②簡単で安全確実なワンマン操作。  
③配管工事が不要です。  
④電気絶縁性が大きく感電の心配がありません。



器種	二酸化炭素消火設備(ホース架型)	
型式	HKC-20N	
外形寸法	全高2,115×全巾670×奥行435mm	
総重量	約350kg	
消火剤及び貯蔵量	二酸化炭素 90kg(45kg×2本)	
放射量	63kgf/min	
放射時間	約70秒	
起動方式	手動起動	
貯蔵容器	材質	機械構造用マンガン鋼
	寸法	φ268×1,515(mm)
	内容積	68L
	塗装色	緑色塗装
	耐圧	24.5MPa
容器弁	F-14(認定番号 よ-007号)	
ホース	内径φ12.7×外径φ19.2×長さ20,500mm	
ハンドノズル	材質	ホーン:冷間圧延鋼板 把手:木
		ノズル開閉弁:高圧ボールバルブ(HBV-13)
取付枠	材質	一般構造用圧延鋼板 L鋼50×50×4(mm)
	塗装色	緑色メラミン樹脂吹付け塗装(マンセル記号 5G 5.5/6)
	外寸法	全高2,115×全巾670×奥行435mm(表示灯取付板含む)
型式認定番号	C-462号	
商品コード	128730	
標準価格	¥432,000(税込、工事費別途)	

\*受注生産品

\*格納箱型についてはお問合せください。

## 太陽電池式屋外消火設備表示灯システム トワイラーCA-1型(PANシリーズ全機種に設置可能)

**特長** ①小型・高性能で誰にでも簡単に設置できる表示灯です。  
②消火設備の向きに関係なくワンタッチでセットでき、専用配線工事が不要です。  
③太陽電池の耐用年数は10~15年です。又、蓄電池も寿命が10年以上と経済的です。(但し、設置環境によって影響を受け短くなることがあります。)  
④年間日射量の少ない地域でも使用でき、10日間雨天が続いても点灯し続けます。  
⑤耐候・耐熱・防湿性に優れ、蓄電池の交換時間をランプの点滅で知らせる安心システムです。

太陽電池出力	4.5V 0.398W	使用温度範囲	-25℃~+60℃
コンデンサ容量	2.3V 200F	商品コード	490025
負荷消費電圧	約1mA(2V時)	標準価格	¥19,440(税込)
発光体	高輝度赤色LED(7,200mcd)		

\*上記価格には、ソーラーバッテリー取付け費は含まれません。





# I型パンサーK-80P (I)

**分類** パッケージ型消火設備  
(一財)日本消防設備安全センター認定品

**設置対象** 屋内消火栓設備、補助散水栓の代替設備として一般防火対象物に消防法施行令第29条の4第1項の規定により設置できます。(設置基準は裏面を参照してください。)

- 特長**
- ①消火薬剤は高い消火性能を持ち、再燃を防止します。  
使用されている消火薬剤は、第三種浸潤剤等入り水の鑑定基準に適合するもので水の約4倍の消火性能を示し、冷却効果・浸透性・再燃防止効果に優れています。又、水と違い凍結の心配もありません。(寒冷地の場合はこちらを相談ください。)
  - ②屋内消火栓設備に比べて、設置費用が低減できます。  
パッケージ型消火設備は、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース等がコンパクトな箱に全て収納(パッケージ)されている消火設備ですので、屋内消火栓設備には必要な水槽などの水源、ポンプ、配管類、動力電源、非常電源等の設備が一切必要ありません。従って、設備機器類に係る費用が低減されます。
  - ③取付工事が簡単で、工事費用も大幅に低減できます。  
屋内消火栓設備では様々な設備機器の取付及び電気工事等が必要であることに比べ、パッケージ型消火設備は、コンパクトな箱の据え付け工事と表示灯の電源を確保するだけの工事で済むので、工期の短縮、工事費用も大幅に低減できます。
  - ④設計及び工事管理がきわめて簡単です。  
コンパクト設計のパッケージ型消火設備は、設計業務が軽減されるとともに、工事が簡単な分、工事管理に係る業務も大幅に軽減できます。
  - ⑤操作方法が簡単ですので、一人で操作ができます。
  - ⑥維持管理が容易なのでメンテナンス費用も軽減されます。  
パッケージ型消火設備は、箱に全てが収納されているため、メンテナンスが容易です。様々な設備機器、配管等が必要な屋内消火栓設備に比べメンテナンス費用も軽減されます。



## I型パンサーK-80P (I)

器種	K-80P (I) 露出型	K-80P (I) 埋込型*	K-80P (I) 露出型総合盤付	K-80P (I) 埋込型総合盤付*
薬剤質量	80.4L (約102kg) (41L容器×2本)			
消火薬剤	第三種浸潤剤等入り水 品評判第24~1号			
加圧ガス容器	N2ガス 3.4L 品評弁第59~1号 又は ㏍-176号			
ホース	外形φ17.0mm×内径φ13.0mm×25m			
ハンドノズル	ボールバルブ			
総質量	約165kg			
放射量	27.0L/min(20℃)			
放射時間	180秒(20℃)			
放射距離	約16.0m(20℃)			
使用温度範囲	-20℃~+40℃			
認定型式番号	PG-044号			
収納箱寸法	幅750×高さ1,350×奥行230mm	幅808×高さ1,315×奥行230mm	幅750×高さ1,350×奥行230mm	幅808×高さ1,315×奥行230mm
商品コード	139030	139031	139032	139033
標準価格※	¥702,000(税込)	¥756,000(税込)	¥712,800(税込)	¥766,800(税込)

参考 関連法規：昭和62年10月27日 消防庁予防課長通達 消防予第188号「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特別基準の運用について」  
昭和62年10月27日 消防庁予防課長通達 消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特別基準の運用について」

- \*総合盤付タイプの音響ベル及び発信機は別売りです。 ※埋込型は受注生産品です。
- \*施工要領書は、本体に付属しておりません。別途お申し付けください。
- \*上記仕様は都合により予告なく変更する場合があります。価格はいずれも取付工事費別となります。
- ※別途ラサイクル料金が必要です。
- ※埋込型は受注生産品です。

消防法への性能規定の導入によりパッケージ型消火設備が屋内消火栓設備と同等以上の防火安全性能を有することが認められました。

- 屋内消火栓設備の代替設備として  
地下街及び指定可燃物を除く、屋内消火設備を設置しなければならない全ての防火対象物に令第29条の4第1項の規定により、屋内消火設備の代替設備として設置が認められました。(設置基準は裏面を参照してください。)
- 補助散水栓設備の代替設備として  
スプリンクラー設備の代替設備であるパッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分で、令第29条の4第1項の規定により、補助散水栓設備の代替設備として設置が認められました。
- 建物は新築、既設を問いません  
新築、増改築、既設すべてにOK、また屋内消火栓設備の設置が困難であるか否かに関係なく設置が認められています。

(平成16年5月31日付け 総務省令第92号及び消防庁告示第12号)



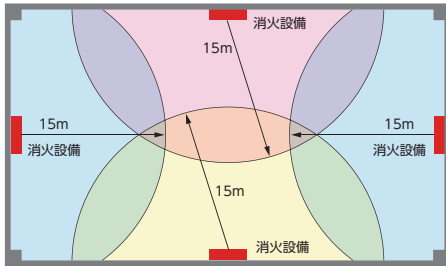
## 設置基準

消防法施行令、危険物の規制に関する規則及び消防庁告示(平成16年消防庁告示第12号)では、すべての防火対象物において、その対象物の各部分から、ホース接続口までの水平距離が二酸化炭素消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備(Ⅱ型)にあつては15メートル以下、パッケージ型消火設備(Ⅰ型)にあつては20メートル以下となるように、危険物の規制では、放射能力範囲に応じて有効に設置しなければならないと規定されております。(二酸化炭素消火設備に関する基準:令第16条第3号、粉末消火設備に関する基準:令第18条第2号、二酸化炭素及び粉末消火設備の基準:危規則第32条の7第3号及び第32条の9、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準:平成16年消防庁告示第12号)

### 移動式消火設備の設置基準

消防法施行令	
自動車車庫又は駐車場	2階以上 床面積 200㎡以上 1階 床面積 500㎡以上 地階 床面積 200㎡以上 収容台数10以上の立体駐車場 屋上 300㎡以上
自動車修理・整備工場	2階以上 床面積 200㎡以上 1階 床面積 500㎡以上 地階 床面積 200㎡以上
発電機・変圧器等の電気設備	床面積 200㎡以上
鍛造場・ボイラー室・乾燥室等 多量の火気を使用する部分	床面積 200㎡以上
通信機器室	床面積 500㎡以上
指定可燃物	可燃性固体類 可燃性液体類 合成樹脂類 指定数量 1,000倍以上
<b>危険物の規制に関する規則(第33条)</b>	
製造所・ 一般取扱所	高引火点危険物のみ100度未滿にて取り扱うもの 延べ面積 1,000㎡以上 指定数量 100倍以上 その他のもの 延べ面積 1,000㎡以上 指定数量 150倍以上
	高引火点危険物以外のもの ・150㎡以内ごとに区分されていないもの ・第2類の引性固体を貯蔵し、又は、取り扱うもの ・第4類で引火点が70度未滿のものを貯蔵し、又は、取り扱うもの 述べ面積 150㎡を超えるもの
給油取扱所	一方開放型上階付き給油取扱所 又は、セルフサービス給油取扱所
<b>都市火災予防条例(東京都の例)</b>	
自動車車庫又は駐車場	延べ面積 700㎡以上 吹抜共有の2以上の階 200㎡以上
・油入機器を使用する特別高圧変電設備 ・油入機器を使用する全出力1,000kw以上の変電設備・発電設備 ・無人の変電設備・発電設備	通信機器室・電子計算機室 電子顕微鏡室等 発電機・変圧器等の電気設備
地盤面からの高さ31mを超える階	

#### 設置基準例



### 屋内消火栓設備の設置基準

消防用設備等の種類		屋内消火栓設備(令第11条)	
防火対象物の別		一般 延べ面積㎡	地階・無窓階・ 4階以上 床面積㎡
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	500	100
	ロ 公会堂、集会場	(1,000)	(200)
2	イ キャバレー、ナイトクラブ等	700	150
	ロ 遊技場、ダンスホール		
3	イ 待合、料理店等	(1,400)	(300)
	ロ 飲食店		
4	イ 百貨店、マーケット、展示場	(2,100)	
	ロ 風俗店舗等		
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所等		700
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅		
6	イ 病院		150
	ロ 診療所、助産所		
7	イ 18特定の会社福祉施設	700	(300)
	ロ 上記以外の会社福祉施設		
8	イ 幼稚園、盲聾学校、養護学校	500	(450)
	ロ 小中学校、高校、大学校		
9	イ 図書館、博物館、美術館等	(1,400)	(2,100)
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場等		
10	イ 上記以外の公衆浴場		
	ロ 停車場、船舶航空機発着場		
11	イ 神社、寺院、教会等	1,000	200
	ロ 工場、作業場		
12	イ 映画スタジオ、テレビスタジオ	700	150
	ロ 倉庫		
14	イ 倉庫	700	150
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
15	イ 前項に該当しない事業場	1,000	200
	ロ 前項に該当しない事業場		

備考( )は耐火構造で内装制限した建築物の場合。  
( )は耐火構造の建築物又は内装制限した準耐火構造の建築物の場合。

※工事又は整備については、第1類、第2類又は第3類の甲種消防設備士が行い、整備については、第1類、第2類又は第3類の乙種消防設備士が行うこととされています。

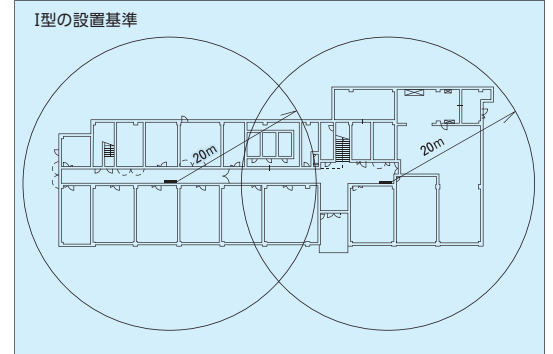
### パッケージ型消火設備の設置基準

#### ●屋内消火栓設備の代替設備

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物のうち、令第1(14)項の倉庫、(16の2)項の地下街及び指定可燃物の項を除く全ての防火対象物に、令第32条の特例規定を適用し、屋内消火栓設備の代替設備としてパッケージ型消火設備の設置が認められました。但し、次の要件に該当するものです。

#### 1.パッケージ型消火設備(Ⅰ型)

(ア)耐火建築物…地階を除く階数が6以下で延べ面積が3,000㎡以下  
(イ)耐火建築物以外…地階を除く階数が3以下で延べ面積が2,000㎡以下  
防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下に設けること、また防護する部分の面積は850㎡以下とすること。



#### 2.パッケージ型消火設備(Ⅱ型)

(ア)耐火建築物…地階を除く階数が4以下で延べ面積が1,500㎡以下  
(イ)耐火建築物以外…地階を除く階数が2以下で延べ面積が1,000㎡以下  
防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下に設けること、また防護する部分の面積は500㎡以下とすること。

#### 3.地階・無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設けること。

(1)使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵、取扱所その他これらに類するものではないこと。  
(2)二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

#### 4.補助散水栓等の代替設備

パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分の内、規則第13条第3項に掲げる部分【階段、浴室、便所、通信機器室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト、直接外気に解放されている廊下、手術室など】について、上記のパッケージ型消火設備のⅠ型又はⅡ型を令第29条の4第1項の規定により、補助散水栓設備又は屋内消火栓設備の代替設備として設置が認められました。

## 適用範囲

- 移動式消火設備 屋内・外駐車場(立体・平面駐車場)、自動車整備工場、飛行機格納庫、飛行機整備工場、第4類危険物製造所・貯蔵所・一般取扱所など、トランス及び油入り遮断機などの電気火災。なお、粉末(第3種)消火設備にあつては、表面火災を有する紙及び織物類のような一般可燃物も適応致します。  
注)上記対象物に設置する場合、設置条件として、(煙)が著しく充満しない場所、という制約があります。
- パッケージ型消火設備 屋内消火栓設備の代替設備として設置することができる防火対象物は、消防法施行令第11条第1項第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分となっております。  
注)上記対象物に設置する場合、設置条件として、(煙)が著しく充満しない場所、という制約があります。

※2017年8月現在の価格です。



日本ドライケミカル株式会社

営業本部  
〒135-0091  
東京都港区台場2丁目3番1号 トレードピアお台場  
TEL03-3599-9503 FAX03-5530-3593  
http://www.ndc-group.co.jp

消火器・消火設備のご用命は信頼のある当社へ